

地方公共団体（都道府県及び政令市）に対するモニタリング項目の設定について

エイズ予防指針

モニタリング項目1
施策の前提となる項目

- 基本項目
- 都道府県人口
- 発生動向
①報告数
②HIV:エイズ
- 優先項目
- エイズ対策推進計画
- エイズ対策推進協議会

モニタリング項目

普及啓発及び教育

検査相談体制の充実

医療提供体制の再構築

モニタリング項目2
事業からの視点による項目

個別施策層に対する普及啓発

- 青少年対策
- 同性愛者対策
- 外国人対策
- 性風俗従事者等対策

取組状況

HIV検査・相談実績

- 相談
 - 平日
 - 休日・夜間
- 検査
 - 迅速(検査)

件数

延時間

医療提供体制

- エイズ対策推進協議会構成
- 中核拠点病院選定
- 病院連絡協議会の開催
- 研修計画の策定

モニタリング項目3
予算からの視点による項目

エイズ対策促進事業申請額

- エイズ対策推進のためのマンパワー養成事業
- 啓発普及活動事業
- 地域組織等活動促進事業
- 調査研究事業

特定感染症検査等事業申請額

- 保健所等におけるHIV検査・相談事業

エイズ対策促進事業申請額

- エイズ対策推進協議会の設置・運営事業
- エイズ治療拠点病院治療促進事業
- エイズ治療拠点病院医療従事者実地研修事業
- エイズ治療拠点病院カウンセラー設置事業

国↓施策の実施状況の把握及び情報提供

都道府県等↓対策の改善・予算要求への反映

モニタリングを行う上で留意すべき国レベルの目標(戦略研究の成果目標)

- 1 保健所等のHIV抗体検査件数を2005年の約10万件から2010年には2倍の20万件にする。
- 2 エイズ患者の新規報告数を2005年の367件から2010年には25%減少させる。

平成19年度のスケジュール

- 第3回(平成19年9月) 項目に基づくモニタリング指標の策定
- 第4回(平成20年3月) モニタリング結果の公表